

## 神宮外苑地区第一種市街地再開発事業ラグビー場棟の施行に関する協定書

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）は、宗教法人明治神宮、JSC、伊藤忠商事株式会社及び三井不動産株式会社間で令和2年3月31日付けで締結した「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の施行に関する協定書」（以下「全体施行協定」という。）に基づき実施する第一種市街地再開発事業（以下「本事業」という。）における、ラグビー場棟の施行に当たり、以下のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

## （総則）

第1条 JSC及びURは、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「都市再開発法」という。）

その他の関係法令及び全体施行協定に従い、本事業を推進する。

2 JSCは、権利者として本事業に参加し、URは、JSCからの要請に基づき、施行者として本事業に参加する。

3 本協定において用いられる用語の定義は、本協定中に定めるもののほか、都市再開発法及び全体施行協定に定めるところによる。

## （ラグビー場棟）

第2条 ラグビー場棟における施設建築敷地は、別図1のとおり予定する。

2 ラグビー場棟における施設建築物は、別図2のとおり予定し、詳細はJSCとURで別途協議する。

## （役割分担）

第3条 JSCは、本事業における権利者として、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 本事業の施行に当たり必要となる都市計画等の決定又は変更に関する提案
- 二 ラグビー場棟の施設建築物計画に係る方針の決定及び仕様の決定（利害関係者からの同意取付けを含む。）
- 三 ラグビー場棟に保留床が生じた場合の保留床の譲受
- 四 ラグビー場棟の管理運営計画の策定
- 五 本事業の代表施行者及び施行者たるURが実施する事項への協力
- 六 既存の秩父宮ラグビー場の除却工事着手までの間における当該施設の管理運営
- 七 関係諸官庁との調整（ただし、URが施行者として行うべき事項を除く。）
- 八 借家権者への対応

2 URは、本事業の施行者として、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 JSCが行う都市計画等の手続に関する支援
- 二 都市再開発法に基づき必要となる手続等
- 三 ラグビー場棟の整備に係る発注、設計、監理及び施工（ただし、他の施行者との協議が成立した場合、本事業においてラグビー場棟敷地内に整備される歩行者デッキは除く。）
- 四 既存の秩父宮ラグビー場の解体及び除却等（ただし、全体施行協定第12条第1項第3号ただし書きの規定に基づき三井が除去等に関する事項の全部又は一部を行う場合を除く。）

- 五 既存の神宮第二球場及び明治神宮野球場（ラグビー場棟敷地の範囲に限る。）の地下部分の解体及び除却等（詳細は、代表施行者、従前の所有者たる宗教法人明治神宮、J S C及びUR間で協議して定める。）
- 六 ラグビー場棟に保留床が生じた場合の保留床の管理処分
- 七 代表施行者並びに他の施行者との協議及び調整（代表施行者が提示する権利変換計画等の妥当性の確認を含む。）
- 八 ラグビー場棟に係る収入金の受領及び費用の支払い
- 九 代表施行者が実施する事項への協力
- 十 J S Cが行う関係者への対応の補助
- 十一 その他URが代表施行者との間で定めた事項

（原価）

第4条

- 1 [REDACTED]
- 2 [REDACTED]
- 3 [REDACTED] J S C [REDACTED] J S Cは、 [REDACTED] UR [REDACTED]
- 4 [REDACTED] J S C [REDACTED] URは、 [REDACTED] J S C [REDACTED]
- 5 URは、 [REDACTED] J S C [REDACTED]
- 6 URは、 [REDACTED]
- 7 [REDACTED] J S C及びUR [REDACTED] J S Cは、 UR [REDACTED] J S C [REDACTED]

（情報提供等）

- 第5条 URは、第3条第2項に規定する事項について、適宜J S Cに説明、内容の確認等を行い、あらかじめJ S Cの了承を得て事業を推進するものとする。
- 2 J S Cは、第3条第2項に規定する事項について、必要に応じて、URに対し、進捗状況について説明を求めることができる。

(事業スケジュール)

第6条 J S C及びURは、ラグビー場棟の整備を行うために必要な手続が、別紙2に示す事業スケジュールに従って行われるよう、それぞれ最大限努力する。

2 J S Cは、本事業の実施に当たり必要となる手続及び当該手続において必要となる同意書等の提出等に対して協力する。

3 J S C及びURは、全体施行協定別添2に示す事業スケジュールが変更になった場合、別紙2に示すスケジュールの取扱いについて協議するものとする。

(事業推進上の手続)

第7条 J S C及びURは、今後次の各号に掲げる事項について協議を行い、各々必要な時期に、別途約定等を締結するものとする。

- 一 発注、設計、監理及び施工に係る内容の確認方法並びに各工程におけるJ S Cの関与方法
- 二 瑕疵担保責任の範囲、内容、期間等（URが施行した範囲に限る。）
- 三 その他J S C又はURが必要と認めた事項

(別案の検討)

第8条 J S Cが別図2から大幅に変更が必要となる施設建築物計画（以下「別案」という。）の検討を行う場合、J S Cは、URに当該検討の支援を要請することができるものとし、当該要請があった場合には、URはその検討支援を行う。この場合において、当該検討に伴い生じた費用は、原価に算入するものとする。

(事業計画変更時等の取扱い)

第9条 次の各号に掲げる場合には、J S Cは、他の施行者、地権者及び利害関係者等から当該内容について同意を得るものとする。

- 一 施設建築物が別図2から大幅に変更が必要となった場合（前条に規定する検討を行った結果、J S Cが別図2の計画を別案に変更する方針を決定した場合を含む。）
  - 二 事業スケジュールが別紙2から遅延する場合
  - 三 その他全体施行協定に規定する内容から変更が生じ、他の施行者、地権者及び利害関係者等に影響が生じる場合
- 2 J S C及びURは、本事業における前提条件に大幅な変更が生じた場合（前条に規定する検討を行った結果、J S Cが別図2の計画を別案に変更する方針を決定した場合を含む。）は、本協定全体の見直しについて協議するものとする。この場合において、当該変更に伴い生じた費用は、原価に算入するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から、都市再開発法第7条の20に規定する本事業の終了の認可の公告日までとする。

(協議事項)

第11条 J S C及びURは、本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた事項については、誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本協定書締結の証として、本書2通を作成し、JSC及びUR各々記名押印の上、各自1通をそれぞれ保有する。

令和2年3月31日

東京都港区北青山二丁目8番35号  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 大東 和美

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
本部長 田中 伸和



(添付資料一覧)

別図1	施設建築敷地図面
別図2	施設建築物図面(現計画案)
別紙1	原価一覧
別紙2	事業スケジュール